12-認シス第 0317 号改 2 2012 年 11 月 5 日

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター

SJAC 9104-1 の制定に関する認定の移行について

JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステム認定、認証制度に関して、今般、航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC) から、SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定 (JRMC12-018) が発行されました。

本協会は、この JRMC12-018 の発行を踏まえ、認定基準 JAB MS101 及び同手順 JAB MS201 の改定を行いましたので、下記のとおり、認定の移行に関する通知を見直し (該当 箇所を下線にて識別)、改めて関係の皆様にご案内をいたします。

JISQ9100 認証活動を行う認証機関は、SJAC9104-1 規格への認定、認証の移行を記した、9104-1:2012 移行に関する規定(補足規定002)の規定項目、及び下記に基づき、移行にかかる必要なご対応をお願いいたします。

また、今後とも、補足規定 002 の改定等に伴い、下記事項に見直しの必要が発生した場合には、その内容に応じ、別途、適切な時期に追加情報としてご案内いたします。

記

1. 関係文書

- a) SJAC 9104-1「航空 , 宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラム に対する要求事項」
- b) IAQG OPMT 補足規定 002 改「9104-1:2012 移行に関する規定」
- c) JRMC12-018 最新版「SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定について」
- d) JAB MS101:2012 第 4 版「マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 - 航空宇宙品質マネジメントシステム - 」
- e) JAB MS101:2012 第 5 版「マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準 - 航空宇宙品質マネジメントシステム - 」
- f) JAB MS200 「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」
- g) JAB MS201:2012 第 1 版「マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順 航空 宇宙品質マネジメントシステム - 」
- h) JAB MS201:2012 第 2 版「マネジメントシステム認証機関の認定の補足手順 航空 宇宙品質マネジメントシステム - 」

2. 全般

2.1 移行に関する主な要件

- a) JAB MS101-2010 に基づく認定を受けた認証機関が、JAB MS101:2012 第 <u>5</u> 版に基づく認定に移行する期限は、2013 年 6 月 30 日。
- b) 上記期限までに認定の移行が完了しない場合、JAB MS101-2010 に基づく認定が取 消しとなる。

2.2 移行スケジュールの枠組み及び認証機関による移行

SJAC 9104-1 に関する移行スケジュール全体の枠組みは、補足規定 002 の別紙 A による。また、認証機関は、補足規定 002 のステークホルダーに関する規定の 4 項及び 7 項に則り、移行を準備、実施するものとする。

3. 本協会による認定の移行

本協会は、次に示す手続きによって、JAB MS101-2010 に基づく認定から JAB MS101:2012 第 5 版に基づく認定への移行を行う。

備考:移行<u>承認</u>の前に実施する認定審査では、JAB MS101-2010、JAB MS200:2012 第 10 版を適用いたします。

3.1 認定の移行に関する予定提出

認証機関は、本協会に移行の申請予定日を提供し、その日までに 3.2 b)に示す文書を提出する。また、一旦本協会に提供した申請予定日を遅らせる場合には、事前の正当性確認及び本協会の同意を受ける。

3.2 認定の移行に関する文書提出

a) 移行のためのリスク軽減計画

認証機関は、補足規定 002 のステークホルダーに関する規定の 4.1 項、4.2 項、及び JRMC 発行のリスク軽減計画に則り、リスク軽減計画を開発、文書化し、本協会に提出するとともに、同計画を実施、維持するものとする。

b) 移行審査実施のための文書

認証機関は、移行審査を受ける準備が整い次第、次の文書を提出するものとする。本協会は、これらの文書の提出をもって、認定の移行申請を受けたものとし、審査計画に着手する。

- ・ 前 3.2 a)に示す、移行のためのリスク軽減計画の最新版
- ・ JAB MS101:2012 第 <u>5</u>版及び JAB MS201:2012 第 <u>2</u>版に対応した品質システム 文書の一式(含む、品質システム文書の開発状況及び計画を記した文書)
- ・ 要員に対する、移行に係る教育・研修の記録及び/又は計画
- JAB MS101:2012 第 <u>5</u>版に対応した組織との取決め(取決め事項、方法がわかる もの)

3.3 移行審査の実施要領

a) 審査の種類

移行審査は、単独の審査(臨時審査)として実施する。

備考:本協会は、2013 年 1 月 1 日から、JAB MS201 の 10 に従って、年次のサーベ イランス及び更新審査を計画し実施する。

b) 審査の焦点

審査の焦点は、JAB MS101:2012 第5 版及び JAB MS201:2012 第2 版への移行計画、 実施状況(含む、関係する要員の教育・訓練)とする。

なお、移行審査の実施時点で実施されていない事項に係る実施状況の確認は、移行承 認後に計画されたサーベイランス及び更新審査において行う。

c) 審査プロセス

審査は、事前に提出された文書に対する書類審査及び事務所審査により行う。 なお、 JAB MS101:2012 第 <u>5</u>版を適用した組織審査への立会いは、認定の移行承認 後に計画されたサーベイランス及び更新審査において行う。

d) 審杳丁数

移行審査に費やす工数は、標準的には、次のとおりとする。

なお、認証機関の実施するマネジメントシステムへの変更の度合い及び / 又は書類審査の結果によって、工数を増加させることがある。

書類審査	事務所審査
1人日	1.5 人日

e) 不適合の扱い

JAB MS101:2012 第 $\underline{5}$ 版に基づく認定の授与に先立ち、すべての不適合は解決されていなければならない。

事務所審査において、JAB MS101 に対する不適合が特定された場合、JAB MS200 及び MS201 に定める手順に準じて取り扱う。ただし、不適合の内容や状況に応じて審査チームが合意する場合、JAB MS200 の 8.5 b)は適用しないこともある。その場合、追跡調査の回数を 3 回に限定して審査を打ち切ることはせず、2013 年 6 月 30 日以前の適切な時期(ただし、不適合の検出日から 90 日を超えない時期)までの解決を条件に追跡調査を継続する。

3.4 移行に関する認定の一時停止の要件

本協会は、<u>認証</u>機関が次の項目に該当する場合、 JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステムに関する認定を一時停止する決定を行う。

a) 補足規定 002 の何かしらの該当する部分に対し適合しない。

- b) 本協会に移行審査実施のための申請の予定日を提供しない。
- c) 事前の正当性確認及び本協会の同意なしに前b)の計画した申請日を遅くする。
- d) 前 b)の計画した申請日までに申請しない。
- e) 認定審査及び認定の決定を行うために要求された情報を本協会に適時に提供しない。

3.5 JAB MS101:2012 第 5 版の発行に伴う追加処置

- a) JAB MS101:2012 第 4 版に基づき移行審査を受ける認証機関は、JAB MS101:2012 第 5 版の適用の確認のために、2012 年 12 月末までに JAB MS101:2012 第 4 版と 第 5 版の差分に対応したことを示す証拠(手順等)を本協会に提出するものとする。
- b) <u>2012 年 12 月以降に移行審査を受ける認証機関は、前 3.2 b)について、JAB MS101:2012 第 5 版及び JAB MS201:2012 第 2 版の規定に対応した文書を本協会に提出するものとする。また、本協会は、JAB MS101:2012 第 5 版及び JAB MS201:2012 第 2 版に基づき移行審査を実施するものとする。</u>
- c) JAB MS101:2012 第 4 版を適用基準としている新規(JIS Q 9100 に関する初回) の認定審査については、適用基準類を JAB MS101:2012 第 5 版及び JAB MS201:2012 第 2 版に切り替える。認証機関は、2012 年 12 月末までに JAB MS101:2012 第 4 版と第 5 版の差分に対応したことを示す証拠(手順等)を本協会に提出するものとする。

3.6 移行の承認及び認定証の改定

認定の移行の可否に関する決定は、移行審査の結果に基づいて認定委員会が行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知する。また、その決定に応じて必要な場合 JRMC に通知するとともに、認定証の改定を行う。

なお、改定された認定証には、適用基準として JAB MS101 の最新版を記す。

3.7 移行審査中にサーベイランス又は更新審査が行われている場合の処置

移行審査中に JAB MS101-2010 に基づく年次のサーベイランス又は更新審査が実施されている場合、移行承認以降、サーベイランス又は更新審査(例:組織審査立会)に JAB MS101:2012 第 5 版を適用するものとする。

4. 航空宇宙品質マネジメントシステム認証に関する新規の認定申請

本協会及び / 又は IAF MLA 加盟認定機関から、JIS Q 9001 (ISO 9001) 品質マネジメントシステムに関する認定を受け、少なくとも 1 年以上の認証の実績がある認証機関は、JAB MS101:2012 第 4 版の適用開始時期以降、JAB MS101:2012 第 4 版(ただし、2012 年 11 月 5 日以降は第 5 版)に基づく認定を申請するものとする。この場合の審査及び認定の手順は、JAB MS200 及び MS201 に基づくものとする。

以上

関連文書:

- 1. 9104-1:2012 移行に関する規定(補足規定 002)
- 2. Rules for 9104-1:2012 Transition (補足規定 002 原文)
- 3. <u>SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定について(JRMC12-018)</u>